

消費生活相談窓口に寄せられた
「エステティックサービス」に関する相談実例



目指せ！消費者力アップ

消費者トラブル 回避術

七ノ巻

エステティックサービスのトラブル

「キレイになりたい」と思つて、雑誌に掲載されているエステティックサロンの体験コースやお試しチケットなどを利用したり、友達の紹介でお試しコースをやってみる人も多いのです。しかし、実際にエステティックサロンに行つてみると「このままだとシミになる」とか「肌や毛穴の状態が悪い」など不安をおられて、より高額なコースをなにか強引に勧説されることもある。

その結果、断るのが難しい雰囲気になり、契約してしまったという人からの相談も多く寄せられている。契約後も行く度に、施術しながら化粧品や健康食品、美容機器などを次々に勧説し、支払い能力が不十分な相手にも繰り返し高額なクレジットをすする業者もいる。次々に商品やサービスを契約した結果、多重債務に陥ってしまったという事例もあり、注意が必要だ。

条件によりクーリング・オフが適用できることを知つておこう！



消費生活相談窓口に寄せられた 「エステティック」に関する相談事例

相談者／女性

相談内容／新聞折り込み広告を見てエステサロンに出かけた。30分2000円のひざ下脱毛体験のつもりだったが、「毛が濃いから5回通ったらきれいになると」勧められ、コースと関連商品を契約した。その後も「2年通つたらツルツルになる」など言われ、関連コースや商品をリボ払い契約したが、総額が260万円になった。

相談者／女性

相談内容／友人とお試しで行ったエステサロンで、それぞれ個室に入れられエステコースの契約を強引に勧められたので、怖くなりカードで決済したが、必要ないので解約したい。

広島県の相談窓口／広島県生活センター

〒730-8511 広島市中区基町10-52 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/life/1/4/>

消費生活相談 ☎ 082-223-6111…商品・サービスに関するトラブル、不当・架空請求など

県民相談 ☎ 082-223-8811…相続・遺言・結婚・離婚・交通事故・多重債務問題など

受付時間：月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）9時～16時（12時～13時は休み）

消費者啓発動画配信中！ <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/videopaneru/>

消費者ホットライン 守ろうよ みんなを! 消費者ホットラインの概要については消費者庁のホームページをご覧下さい。
☎ 0570-064-370 <http://www.caa.go.jp/region/pdf/120418hotline.pdf>



県、市町の
相談窓口情報は
携帯電話からも
見られます！

